

令和7年9月 第3回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 招 集 告 示 | 8月 22日 (金) |
| (2) 開 会 | 9月 2日 (火) |

2 提出案件

- | | |
|--|-----------------------------|
| (1) 報 告 | 8件 |
| 〔 1 専 決 処 分
2 法人の経営状況
3 健全化判断比率等 〕 | 3件
3件
2件 |
| (2) 議 案 | 19件 |
| 〔 1 条 例
2 補 正 予 算
3 契約・財産の取得
4 市 道 の 認 定 等
5 人 事 (最終日提出) 〕 | 11件
4件
2件
1件
1件 |
| (3) 諮 問 | 1件 |
| 〔 1 人 事 (最終日提出) 〕 | 1件 |
| (4) 認 定 | 3件 |
| 〔 1 決 算 〕 | 3件 |
| 計 | 31件 |

提出案件一覧

報告

【専決処分 3件】

- 1 報告第24号 専決処分の報告について（和解について）
- 2 報告第25号 専決処分の報告について（和解について）
- 3 報告第26号 専決処分の報告について（和解について）

【法人の経営状況 3件】

- 1 報告第27号 一般財団法人土浦市産業文化事業団の令和6年度経営状況について
- 2 報告第28号 一般財団法人土浦市農業公社の令和6年度経営状況について
- 3 報告第29号 株式会社ラクスマリーナの令和6年度経営状況について

【健全化判断比率等 2件】

- 1 報告第30号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 2 報告第31号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について

議案

【条例11件】

- 1 議案第64号 土浦市税条例の一部改正について
- 2 議案第65号 土浦市自転車駐車場条例の一部改正について
- 3 議案第66号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 4 議案第67号 土浦市療育支援センター条例及び土浦市つくしの家条例の一部改正について
- 5 議案第68号 土浦市ふれあいセンター条例の一部改正について
- 6 議案第69号 土浦市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部改正について
- 7 議案第70号 土浦市荒川沖地区学習等供用施設条例の一部改正について
- 8 議案第71号 土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 9 議案第72号 土浦市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 10 議案第73号 土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 11 議案第74号 土浦市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について

【補正予算 4件】

- 1 議案第75号 令和7年度土浦市一般会計補正予算（第2回）
- 2 議案第76号 令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 3 議案第77号 令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 4 議案第78号 令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）

【契約・財産の取得 2件】

- 1 議案第79号 財産の取得について（神立消防署配置災害対応特殊救急自動車購入）
- 2 議案第80号 財産の取得について（校務用センターサーバ機器等）

【市道の認定等 1件】

- 1 議案第81号 市道の路線の廃止について

【人事 1件】（最終日提出）

- 1 議案第82号 土浦市教育委員会教育長の任命の同意について

諮 問

【人事 1件】（最終日提出）

- 1 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

認 定

【決算 3件】

- 1 認定第 1号 令和6年度土浦市歳入歳出決算の認定について
- 2 認定第 2号 令和6年度土浦市水道事業会計決算の認定について
- 3 認定第 3号 令和6年度土浦市下水道事業会計決算の認定について

令和7年第3回市議会定例会 報告

【専決処分 3件】

1 報告第24号 専決処分の報告について（和解について）

学校管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和7年5月7日(水) 午後2時00分頃
事故発生場所	土浦市中神立町3番1地内
相手方	行方市 男性
原因・状況等	神立小学校敷地内で、職員が草刈作業中に使用していた刈払機による飛散物が、駐車していた相手方車両に当たり、車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 128,800 円（相手方損害認定額 128,800 円×100%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和7年6月18日

2 報告第25号 専決処分の報告について（和解について）

清掃センター管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和7年5月11日(日) 午前8時30分頃
事故発生場所	土浦市中村西根2078番1地内
相手方	水戸市 株式会社
原因・状況等	清掃センター敷地内で、職員が草刈作業中に使用していた刈払機により跳ねた石が、駐車していた相手方車両に当たり、車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 225,134 円（相手方損害認定額 225,134 円×100%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和7年6月19日

3 報告第26号 専決処分の報告について（和解について）

道路管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和7年6月9日(月) 午後5時50分頃
事故発生場所	土浦市小野1445番地先
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	相手方が市道新治北640号線を走行中、道路の陥没箇所に接触し、相手方車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額25,124円（相手方損害認定額50,248円×50%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和7年7月15日

【法人の経営状況 3件】

- 1 報告第27号 一般財団法人土浦市産業文化事業団の令和6年度経営状況について
- 2 報告第28号 一般財団法人土浦市農業公社の令和6年度経営状況について
- 3 報告第29号 株式会社ラクスマリーナの令和6年度経営状況について

【参考】 経営状況を公表する法人（自治法第221条第3項、第243条の3第2項）
 ・資本金、基本金の2分の1以上を出資している法人（地方自治法施行令第152条）
 [出資の状況]
 産業文化事業団 3,000千円（出捐金、同 100%）
 農業公社 50,000千円（出捐金、同 83.3%）
 ラクスマリーナ 30,000千円（出資金、同 100%）
 毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類（地方自治法施行令第173条）を提出

●決算状況

（単位：千円）

法人	事業の概要	主な決算状況
産業文化事業団	霞ヶ浦文化体育会館、市民会館、亀城プラザなどの施設の営業	当期経常増減額 43 正味財産期末残高 3,356
農業公社	農地利用集積事業と農地中間管理事業、都市と農村の交流事業、地域特産農産物の生産振興と販路拡大、施設の有効活用と地域の活性化	(一般会計)当期収支 △1,496 正味財産期末残高 53,205 (特別会計)当期収支 1,655 正味財産期末残高 38,603 (法人会計)当期収支 0 正味財産期末残高 △42
ラクスマリーナ	マリーナの事業の活性化、市民に親しまれるマリーナづくり、遊覧船事業の魅力化、マリーナ事業安定化に向けた取り組み	当期純利益 2,650 当期純資産 59,520

【健全化判断比率等 2件】

1 報告第30号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

根拠	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条			
内容	(単位：%)			
		R6 指数	早期健全化基準	備考
	実質赤字比率	—	11.70	
	連結実質赤字比率	—	16.70	
	実質公債費比率	6.4	25.0	R4～R6 3ヵ年平均
将来負担比率	2.1	350.0		
※比率のいずれかが早期健全化基準超過の場合 ⇒ 財政健全化計画を策定 ※実質赤字比率 : 一般会計＋公用先特別会計 ※連結実質赤字比率 : 水道事業会計及び下水道事業会計含む全会計				

※令和5年度指数：実質公債費比率 5.8、将来負担比率 2.9

2 報告第31号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について

根拠	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条			
内容	(単位：%)			
	特別会計名	R6 指数	経営健全化基準	備考
	水道事業	—	20.0	
下水道事業	—	20.0		
※資金不足比率が経営健全化基準超過の場合 ⇒ 経営健全化計画を策定 ※駐車場事業は、健全化法第2条、地方財政法第6条及び同法施行令第46条の規定により、公営企業とせず、資金不足比率を算定しない。				

※令和5年度指数：資金不足比率 なし

令和7年第3回市議会定例会 議案

【条例 11件】

1 議案第64号 土浦市税条例の一部改正について

条例の趣旨	地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う改正																				
条例の主な内容	<p>●土浦市税条例の一部改正</p> <p><市民税関係></p> <p>①特定親族特別控除（大学生年代の子等に係る新たな所得控除枠）の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応のため、控除対象の子等（19歳以上23歳未満）の所得要件を引上げ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正</th> <th>所得要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定扶養 控除</td> <td>法改正前</td> <td>給与収入103万円以下</td> </tr> <tr> <td>法改正後</td> <td>給与収入123万円以下</td> </tr> <tr> <td>特定親族 特別控除</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>条例改正により創設</td> <td>給与収入123万円超～188万円以下 ※控除額は160万円から逡減</td> </tr> </tbody> </table> <p><たばこ税関係></p> <p>②加熱式たばこに係る課税方式の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加熱式たばこの紙巻たばこへの本数の換算方法について、令和8年4月1日から2段階で見直す規定を追加 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和8年4月～</th> <th>令和8年10月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱式たばこ 課税方式</td> <td>現行方式×0.5+ 新方式×0.5</td> <td>新方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>現行方式：重量と小売価格を基に紙巻たばこの本数に換算する方式 新方式：重量を基に紙巻たばこの本数に換算する方式</p>	区分	改正	所得要件	特定扶養 控除	法改正前	給与収入103万円以下	法改正後	給与収入123万円以下	特定親族 特別控除	—	—		条例改正により創設	給与収入123万円超～188万円以下 ※控除額は160万円から逡減		令和8年4月～	令和8年10月～	加熱式たばこ 課税方式	現行方式×0.5+ 新方式×0.5	新方式
区分	改正	所得要件																			
特定扶養 控除	法改正前	給与収入103万円以下																			
	法改正後	給与収入123万円以下																			
特定親族 特別控除	—	—																			
	条例改正により創設	給与収入123万円超～188万円以下 ※控除額は160万円から逡減																			
	令和8年4月～	令和8年10月～																			
加熱式たばこ 課税方式	現行方式×0.5+ 新方式×0.5	新方式																			
施行期日	①令和8年1月1日 ②令和8年4月1日																				

2 議案第65号 土浦市自転車駐車場条例の一部改正について

条例の趣旨	市営自転車駐車場の業務時間の見直しに伴う改正												
条例の主な内容	<p>●市営自転車駐車場の業務時間の見直し</p> <p><市営自転車駐車場></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>業務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>午前6時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>午前6時～午後8時</td> </tr> </tbody> </table> <p><土浦駅西口地下自転車駐車場></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>業務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>午前6時～翌日午前1時</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>午前6時～午後11時</td> </tr> </tbody> </table> <p>●その他文言の整理等</p>		業務時間	改正前	午前6時～午後9時	改正後	午前6時～午後8時		業務時間	改正前	午前6時～翌日午前1時	改正後	午前6時～午後11時
	業務時間												
改正前	午前6時～午後9時												
改正後	午前6時～午後8時												
	業務時間												
改正前	午前6時～翌日午前1時												
改正後	午前6時～午後11時												
施行期日	令和8年4月1日												

3 議案第66号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

条例の趣旨	子ども・子育て支援法の改正に伴う改正
条例の主な内容	●条項ズレの整理
施行期日	令和8年4月1日

4 議案第67号 土浦市療育支援センター条例及び土浦市つくしの家条例の一部改正について

条例の趣旨	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴う改正
条例の主な内容	●条項ズレの整理
施行期日	令和7年10月1日

5 議案第68号 土浦市ふれあいセンター条例の一部改正について

条例の趣旨	入館料制度の導入に伴う改正																																																																																												
条例の主な内容	<p>●土浦市ふれあいセンターながみねの施設利用料金の全面改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入館料制の導入に伴い施設利用料金制度を全面改定 <p>【改正前】</p> <table border="1" data-bbox="464 427 1433 880"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th colspan="2">利用者区分又は時間区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">運動プール及び浴室</td> <td rowspan="3">市内居住</td> <td>小学生以下</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市外居住</td> <td>小学生以下</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>午前</td> <td>9時～12時</td> <td>1,720円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後</td> <td>13時～17時</td> <td>2,505円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td>18時～21時</td> <td>2,040円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改正後】</p> <table border="1" data-bbox="464 929 1433 1937"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th colspan="2">利用者区分又は時間区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ウェルネスエリア (プール、浴室、トレーニングルーム、休憩室)</td> <td rowspan="4">市内居住</td> <td>未就学児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>200円(1回)</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>250円(1回)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>500円(1回)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市外居住</td> <td>未就学児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>300円(1回)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>700円(1回)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">多目的ルーム</td> <td>午前</td> <td>9時～13時</td> <td>2,750円</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>13時～17時</td> <td>2,750円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>17時～21時</td> <td>2,750円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">コミュニティ室</td> <td>午前</td> <td>9時～13時</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>13時～17時</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>17時～21時</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">和室</td> <td>午前</td> <td>9時～13時</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>13時～17時</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>17時～21時</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">会議室</td> <td>午前</td> <td>9時～13時</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>13時～17時</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>17時～21時</td> <td>1,100円</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	利用者区分又は時間区分		利用料金	運動プール及び浴室	市内居住	小学生以下	無料	60歳以上	150円	上記以外	300円	市外居住	小学生以下	無料	上記以外	500円	多目的ホール	午前	9時～12時	1,720円		午後	13時～17時	2,505円		夜間	18時～21時	2,040円	施設名	利用者区分又は時間区分		利用料金	ウェルネスエリア (プール、浴室、トレーニングルーム、休憩室)	市内居住	未就学児	無料	小学生	200円(1回)	65歳以上	250円(1回)	上記以外	500円(1回)	市外居住	未就学児	無料	小学生	300円(1回)	上記以外	700円(1回)	多目的ルーム	午前	9時～13時	2,750円	午後	13時～17時	2,750円	夜間	17時～21時	2,750円	コミュニティ室	午前	9時～13時	2,200円	午後	13時～17時	2,200円	夜間	17時～21時	2,200円	和室	午前	9時～13時	1,100円	午後	13時～17時	1,100円	夜間	17時～21時	1,100円	会議室	午前	9時～13時	1,100円	午後	13時～17時	1,100円	夜間	17時～21時	1,100円
施設名	利用者区分又は時間区分		利用料金																																																																																										
運動プール及び浴室	市内居住	小学生以下	無料																																																																																										
		60歳以上	150円																																																																																										
		上記以外	300円																																																																																										
	市外居住	小学生以下	無料																																																																																										
		上記以外	500円																																																																																										
		多目的ホール	午前	9時～12時	1,720円																																																																																								
	午後	13時～17時	2,505円																																																																																										
	夜間	18時～21時	2,040円																																																																																										
施設名	利用者区分又は時間区分		利用料金																																																																																										
ウェルネスエリア (プール、浴室、トレーニングルーム、休憩室)	市内居住	未就学児	無料																																																																																										
		小学生	200円(1回)																																																																																										
		65歳以上	250円(1回)																																																																																										
		上記以外	500円(1回)																																																																																										
	市外居住	未就学児	無料																																																																																										
		小学生	300円(1回)																																																																																										
上記以外		700円(1回)																																																																																											
多目的ルーム	午前	9時～13時	2,750円																																																																																										
	午後	13時～17時	2,750円																																																																																										
	夜間	17時～21時	2,750円																																																																																										
コミュニティ室	午前	9時～13時	2,200円																																																																																										
	午後	13時～17時	2,200円																																																																																										
	夜間	17時～21時	2,200円																																																																																										
和室	午前	9時～13時	1,100円																																																																																										
	午後	13時～17時	1,100円																																																																																										
	夜間	17時～21時	1,100円																																																																																										
会議室	午前	9時～13時	1,100円																																																																																										
	午後	13時～17時	1,100円																																																																																										
	夜間	17時～21時	1,100円																																																																																										
施行期日	令和8年4月1日																																																																																												

6 議案第69号 土浦市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部改正について

条例の趣旨	文化財保護法等の改正に伴う改正
条例の主な内容	●条項ズレ及び文言の整理
施行期日	公布の日

7 議案第70号 土浦市荒川沖地区学習等供用施設条例の一部改正について

条例の趣旨	土浦市荒川沖地区学習等供用施設の指定管理期間の見直しに係る改正
条例の主な内容	<p><土浦市荒川沖地区学習等供用施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川沖東部地区学習等供用施設 ・荒川沖西部地区学習等供用施設 <p>●土浦市荒川沖地区学習等供用施設の柔軟な運用のため指定管理者が管理を行う期間を短縮できる規定を追加</p> <p>【改正前】(指定の期間) 10年</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】(指定の期間) 10年 必要があると認めるときは、前項に定める期間を短縮することができる。</p> <p>●その他文言の整理等</p>
施行期日	令和8年4月1日

8 議案第71号 土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

条例の趣旨	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に基づく改正
条例の主な内容	<p>●育児を行う企業職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子が小学校就学前まで取得可能な部分休業の取得形態の拡充 <p>【改正前】</p> <p>①1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】</p> <p>①1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。</p> <p>②10日相当を超えない範囲(1時間単位)で2時間以上勤務しないことができる。</p> <p>●その他文言の整理等</p>
施行期日	令和7年10月1日

9 議案第72号 土浦市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

条例の趣旨	企業版ふるさと納税の効果的な活用を図るための基金を設置するための制定
条例の主な内容	<p>●地方創生の取組を加速させ、財源となる寄付金をより活用し易い環境を整備するための基金の設置</p> <p>【基金設置前】</p> <p>例：令和7年度受け入れ寄付金 →令和7年度実施事業にのみ活用が可能</p> <p>【基金設置後】</p> <p>→基金に積み立てたうえ、翌年度（令和8年度）や翌々年度（令和9年度）事業への活用が可能</p>
施行期日	公布の日

10 議案第73号 土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

条例の趣旨	子ども・子育て支援法等の改正に伴う乳児等通園支援事業の設備及び運営について定める条例の制定
条例の主な内容	<p>●改正後児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する規定の整備</p> <p>・令和8年度から全自治体で実施される乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）について、市が事業を認可するにあたっての基準を定めるもの</p> <p>【こども誰でも通園制度】</p> <p>保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満児を対象とした、月10時間の枠内で保育施設を利用可能な通園制度</p>
施行期日	公布の日

11 議案第74号 土浦市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について

条例の趣旨	歴史的建築物の適切な保存活用のための条例の制定
条例の主な内容	<p>●歴史的建築物について建築基準法の適用を除外するための規定の整備</p> <p>・文化財保護法に基づく登録有形文化財などの歴史的建築物について、歴史的・文化的な価値を損なうことなく増改築等を実施するため、建築基準法の適用を除外するための規定を整備</p>
施行期日	令和7年10月1日

【補正予算 4件】

- 1 議案第75号 令和7年度土浦市一般会計補正予算（第2回）
- 2 議案第76号 令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 3 議案第77号 令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 4 議案第78号 令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）

☆予算総括表

（単位：千円）

会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	59,316,447	1,549,983	60,866,430
特別会計 計	42,820,715	179,123	42,999,838
国民健康保険	13,158,166	74,482	13,232,648
後期高齢者医療	2,670,352	6,773	2,677,125
介護保険	13,515,829	97,868	13,613,697
合計（全会計）	102,137,162	1,729,106	103,866,268

一般会計歳入歳出予算

（単位：千円）

区分	補正前	補正額	補正後	
歳入	国庫支出金	10,936,507	12,122	10,948,629
	県支出金	4,656,359	150,258	4,806,617
	繰入金	3,189,291	7,313	3,196,604
	繰越金	300,000	1,182,390	1,482,390
	諸収入	594,858	300	595,158
	市債	2,291,142	197,600	2,488,742
合計	59,316,447	1,549,983	60,866,430	
歳出	総務費	6,647,911	1,362,527	8,010,438
	民生費	25,414,968	153,940	25,568,908
	衛生費	4,350,528	3,200	4,353,728
	商工費	983,115	11,750	994,865
	教育費	5,419,686	18,566	5,438,252
合計	59,316,447	1,549,983	60,866,430	

令和7年度第2回補正予算(令和7年第3回定例会) 概要

一般会計

(単位:千円)

款	項	目	補正予算額	補正予算の財源内訳				備考
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	19 防災費	1,927		1,900		27	地域防災体制整備事業(防災危機管理課) 1,927 ・茨城県被災者生活再建支援システムの更新に伴う負担金の増 負担金 1,927千円 【歳入】 防災施設整備事業費債(地方債) 1,900千円
			1,113				1,113	防災拠点・防災設備整備事業(防災危機管理課) 1,113 ・防災用井戸設備の損傷に伴う修繕料の増 修繕料 1,113千円
			4,796		4,700		96	情報伝達体制整備事業(防災危機管理課) 4,796 ・全国瞬時警報システム(Jアラート)の新型受信機の整備に伴う委託料の増 委託料 4,796千円 【歳入】 防災施設整備事業費債(地方債) 4,700千円
	1,352,409				1,352,409	財政調整基金(財政課) 1,352,409 ・決算剰余金を基金へ積み立てるための積立金の増 積立金 (決算剰余金-繰越金当初予算-9月補正で必要な一般財源) 1,482,390千円-300,000千円-(-170,019千円)=1,352,409千円		
	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	5 戸籍住民基本台帳費	0	1,027			▲ 1,027
2,282				2,282			0	マイナンバーカード在留カード等一体化情報機器整備事業(市民課) 2,282 ・中長期在留者住居地届出等事務委託における住居地等記録端末の整備による備品購入費の増 備品購入費 2,282千円 【歳入】 中長期残留者届出等事務委託金(国庫支出金) 2,282千円
3 民生費	1 社会福祉費	5 老人福祉費	438				438	国庫支出金返還事業(高齢福祉課) 438 ・令和6年度低所得者保険料軽減負担金の実績額確定に伴う返還金の増 返還金 438千円
			219				219	県支出金返還事業(高齢福祉課) 219 ・令和6年度低所得者保険料軽減負担金の実績額確定に伴う返還金の増 返還金 219千円
			108,152	108,152			0	老人福祉施設開設準備経費助成事業(高齢福祉課) 108,152 ・介護施設等の整備実施による補助金の増 補助金 108,152千円 【歳入】 地域医療介護総合確保事業費補助金(県支出金) 108,152千円
			39,600	39,600			0	地域密着型老人福祉施設整備推進事業(高齢福祉課) 39,600 ・地域密着型サービス介護施設の整備実施による補助金の増 補助金 39,600千円 【歳入】 地域医療介護総合確保事業費補助金(県支出金) 39,600千円
			227				227	消費者保護対策事業(消費生活センター) 227 ・勤務評定反映による会計年度任用職員の勤労手当の増 勤労手当 227千円
	2 児童福祉費	2 児童福祉対策費	13 放課後児童費	3,626	2,719			907
1,678							1,678	放課後児童クラブ・放課後子供教室推進事業(保育課) 1,678 ・令和6年度子ども・子育て支援施設整備交付金の実績額確定による返還金の増 返還金 1,678千円
4 衛生費	1 保健衛生費	6 母子保健事業費	3,200	1,600			1,600	不妊治療費助成事業(子ども包括支援課) 3,200 ・保険適用外の不妊治療費の一部助成実施に伴う消耗品費及び補助金の増 補助金 3,200千円 【歳入】 不妊治療費助成事業費補助金(県支出金) 1,600千円

6 商工費	1 商工費	2 商工業振興費	750				750	わくわく茨城生活実現事業(商工観光課) ・移住支援金の受給者が、支給対象を満たさなくなったことにより、国・県への返還金が生じたことに伴う返還金の増 返還金 750千円	750
		4 観光費	11,000	7,000		300	3,700	観光情報発信事業(商工観光課) ・地域の観光コンテンツ等を活用した国内外の観光客誘客のための委託料の増 委託料 11,000千円 【歳入】 ・地域観光魅力向上事業費補助金(国庫支出金) 7,000千円 ・地域支援事業協賛金(諸収入) 300千円	11,000
7 土木費	4 都市計画費	2 都市施設管理費	0		174,500		▲ 174,500	都市施設管理事業(公園・施設管理課) ・荒川沖駅自由通路改修工事及び荒川沖東口駅前広場自由通路補修工事の地方債適用に伴う充当額の増 【歳入】 都市施設管理事業費債(地方債) 174,500千円	0
9 教育費	4 社会教育費	6 公民館費	130				130	六中地区公民館管理運営事業(六中地区公民館) ・勤務評定反映による会計年度任用職員の勤勉手当の増 勤勉手当 130千円	130
	5 保健体育費	3 体育施設費	18,436		16,500		1,936	新治トレーニングセンター整備事業(スポーツ振興課) ・施設の雨漏り解消のため、屋上の防水塗装工事を実施することに伴う工事請負費の増 工事請負費 18,436千円 【歳入】 体育施設整備事業費債(地方債) 16,500千円	18,436
歳出合計			1,549,983	162,380	197,600	300	1,189,703	一般財源 ●後期高齢者医療特別会計繰入金 5,906千円 ●介護保険特別会計繰入金 1,407千円 ●繰越金 1,182,390千円	1,189,703

特別会計

(単位:千円)

会計名	補正予算額	補正予算の財源内訳				備考
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
国民健康保険	74,482				74,482	令和6年度決算剰余金の処分等に関する補正(国保年金課) 74,482 ・国民健康保険財政調整基金積立金 74,482千円
小計	74,482	0	0	0	74,482	
後期高齢者医療	867			867	0	後期高齢者医療医療保険料還付事業 867 ・過年度分の保険料過誤納金還付処理に伴う還付金の増 還付金 867千円 【歳入】 ・広域連合保険料歳出還付金(諸収入) 867千円
	5,906				5,906	令和6年度決算剰余金の処分等に関する補正(国保年金課) 5,906 ・一般会計繰出金 5,906千円
小計	6,773	0	0	867	5,906	
介護保険(保険事業勘定)	97,867	13,116			84,751	令和6年度決算剰余金の処分等に関する補正(高齢福祉課) 97,867 ・介護給付費準備基金積立金 71,177千円 ・国庫支出金返還金 7,377千円 ・県支出金返還金 11,221千円 ・支払基金交付金返還金 6,686千円 ・一般会計繰出金 1,406千円 【歳入】 ・過年度分地域支援事業交付金(国庫支出金)7,828千円 ・過年度分地域支援事業交付金(県支出金)5,288千円
	1				1	重層的支援体制整備事業繰出金(高齢福祉課) 1 ・過年度分重層的支援体制整備事業の実績額の確定に伴う繰出金の増 繰出金 1千円
小計	97,868	13,116	0	0	84,752	
歳出合計	179,123	13,116	0	867	165,140	一般財源 165,140 ●繰越金(国民健康保険) 74,482千円 ●繰越金(後期高齢者医療) 5,906千円 ●繰越金(介護保険(保険事業勘定)) 84,752千円

【契約・財産の取得 2件】

【参考】 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例

第2条 予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約

第3条 予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ、売払い
(土地については、1件5,000平方メートル以上)

1 議案第79号 財産の取得について（神立消防署配置災害対応特殊救急自動車購入）

区 分	事 項
名 称	神立消防署配置 災害対応特殊救急自動車購入
契 約 金 額	38,720,000 円
契 約 の 相 手 方	土浦市大町12番22号 茨城日産自動車株式会社 県南法人営業部 課長 間下 浩之
契 約 の 方 法	指名競争入札

2 議案第80号 財産の取得について（校務用センターサーバ機器等）

区 分	事 項
名 称	校務用センターサーバ機器等
契 約 金 額	総額290,400,000円 (月額4,840,000円×60か月)
契 約 の 相 手 方	土浦市真鍋一丁目16番11号 中川商事株式会社 代表取締役 中川 清
契 約 の 方 法	指名競争入札
取 得 日	令和12年12月1日（予定）
取 得 の 方 法	所有権移転付き賃貸借契約（令和7年12月1日～令和12年11月30日）の 期間満了後の無償譲渡による。

【市道の認定等 1件】

1 議案第81号 市道の路線の廃止について

1	板谷 40 号線	概要	路線の払下げに伴う廃止
		延長	149.42m
		幅員	—

位置図

並木5丁目

板谷2丁目

市立都和児童館

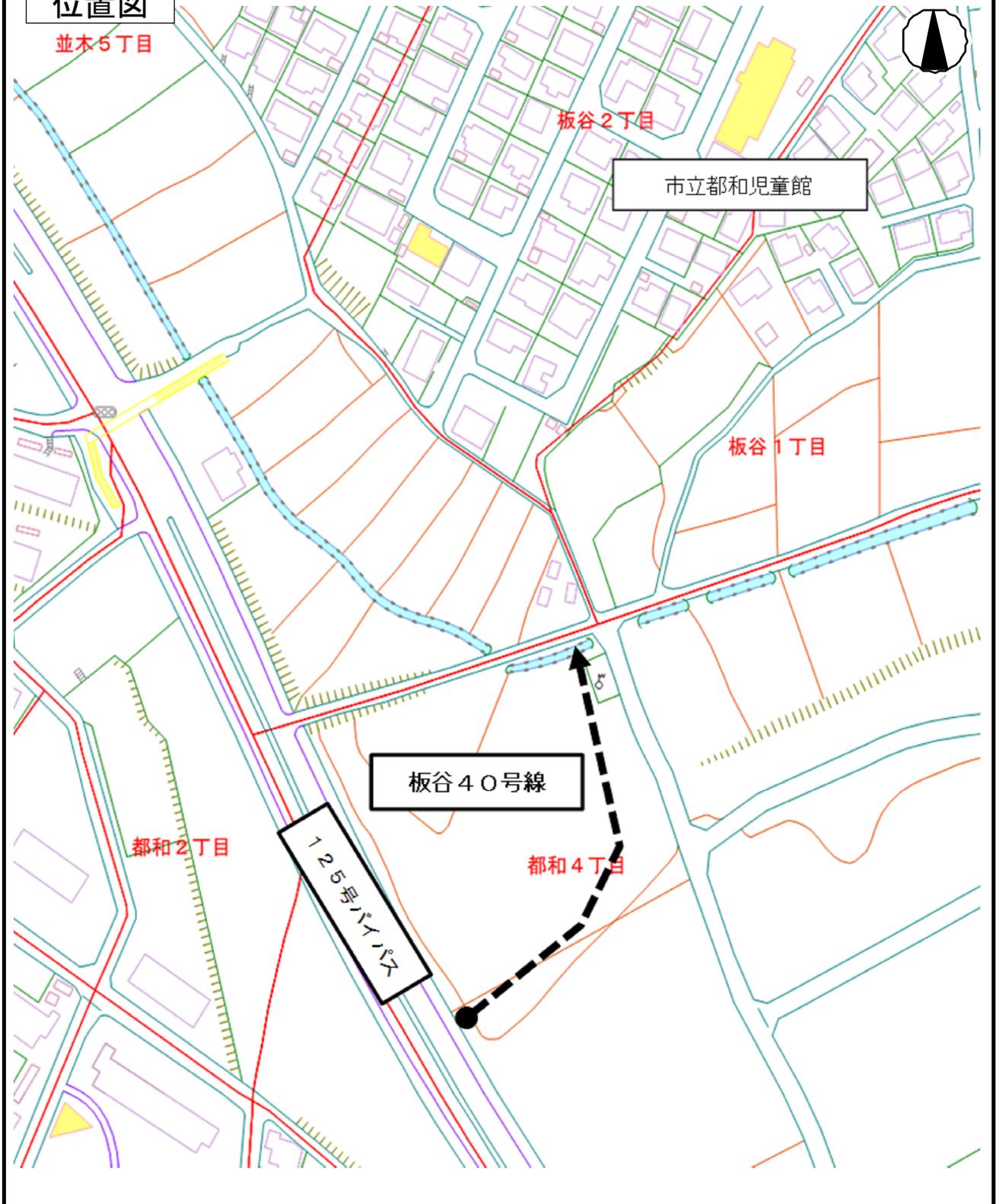
板谷1丁目

板谷40号線

都和2丁目

125号パイパス

都和4丁目



令和7年第3回市議会定例会 認定

【決算 3件】

1 認定第1号 令和6年度土浦市歳入歳出決算の認定について

(単位：千円)

会 計	令和6年度		令和5年度		増 減		
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	
一般会計	64,037,321	61,267,125	64,120,127	61,026,655	▲ 82,806	240,470	
特別会計	公用先	341,676	341,676	361,280	361,280	▲ 19,604	▲ 19,604
	駐車場	150,281	145,272	88,890	77,075	61,391	68,197
	国民健康保険	13,041,383	12,966,901	13,462,548	13,440,943	▲ 421,165	▲ 474,042
	後期高齢者医療	2,559,729	2,553,822	2,242,978	2,241,468	316,751	312,354
	介護保険	12,892,742	12,803,240	12,581,394	12,497,821	311,348	305,419
	農業集落排水	-	-	131,946	73,237	▲ 131,946	▲ 73,237
特別会計 計	28,985,811	28,810,911	28,869,036	28,691,824	116,775	119,087	
総 計	93,023,132	90,078,036	92,989,163	89,718,479	33,969	359,557	

※農業集落排水事業会計は、令和6年度より下水道事業会計に移行。

2 認定第2号 令和6年度土浦市水道事業会計決算の認定について

(単位：千円)

区 分	令和6年度		令和5年度		増 減	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
収益的収支	3,538,237	3,391,511	3,565,958	3,377,470	▲ 27,721	14,041
資本的収支	119,000	1,223,618	59,000	951,374	60,000	272,244
総 計	3,657,237	4,615,129	3,624,958	4,328,844	32,279	286,285

3 認定第3号 令和6年度土浦市下水道事業会計決算の認定について

(単位：千円)

区 分	令和6年度		令和5年度		増 減	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
収益的収支	4,595,455	4,453,751	4,507,751	4,059,181	87,704	394,570
資本的収支	1,494,379	2,890,923	1,693,084	3,024,665	▲ 198,705	▲ 133,742
総 計	6,089,834	7,344,674	6,200,835	7,083,846	▲ 111,001	260,828

令和7年第3回市議会定例会最終日追加議案

【人事 1件】（最終日提出）

1 議案第82号 土浦市教育委員会教育長の任命の同意について

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第5条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和7年第3回市議会定例会 諮問

【人事 1件】（最終日提出）

1 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

【参考】

人権擁護委員の構成等

- (1) 委員数 10名
- (2) 委 嘱 市長が推薦し、法務大臣が委嘱
- (3) 任 期 3年間

候補者の年齢制限

法務省において、人権擁護委員活動の活性化を図る観点から、運用基準を定めている。

- ・新任 ⇒ 68歳以下の者
 - ・再任 ⇒ 75歳未満の者
- （年令の基準日：市町村長が法務大臣に対して候補者を推薦するとき）